

(報告第11号関係 その他の事務事業調整について(BCランク)) 別紙

その他の事務事業について、調整(案)の内容と調整内容決定の考え方を記載しています。

調整(案)の内容が市民サービスや負担に一定の影響があるものについては、どちらの市民に影響があるのか丸印で示し、該当の事務事業調書の概要を添付しています。(事務事業調書の概要を添付していないものについては、平成28年11月25日開催の第2回会議でお配りした、協議第10号別冊の事務事業一覧表を参照してください。)

(1)企画部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
011159	大雄山駅前開発株式会社との連絡調整に関すること	C	大雄山駅前開発(株)の管理運営に係る連絡調整事務は継続して行う。	市が出資している株式会社であり、市民生活に直結する商業ビルを管理運営していることから、引き続き、大雄山駅前開発(株)との連絡調整を行う。			
014106	職員の退職	C	小田原市の職員の退職に係る手続・運用を採用する。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			

(2)市民部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
031101	戸籍・住民基本台帳等管理事務	C	窓口業務委託については、小田原市の方式を適用して、住民異動や戸籍届出の入力等の窓口事務の一部委託とする。南足柄市の窓口は直営に戻す。本庁での日直業務委託も、小田原市の扱いを適用する。	円滑な窓口業務の遂行や、行政の適切な事務執行を担保する窓口業務の専門知識・ノウハウの蓄積を図るため、職員が窓口を直営し一部事務を委託する方式をとる。日直業務については、職員の負担を軽減するため、小田原市の扱いを適用する。			
031103	支所、地域センター住民窓口、連絡所、窓口コーナー、サービスセンター事務	B	現行のとおりとする。ただし、南足柄市市民課の窓口は現在の小田原市支所等と同様の事務を取り扱う。なお今後、小田原市、南足柄市の住民窓口の再編の検討状況に応じて調整し、合併に際しては、2市の方針を踏まえた上で、改めて合併後の市における出先窓口のあり方を検討することとする。	2市の住民窓口施設のあり方を検討中であるが、方針が未定であるため。	○	○	1
031104	支所、地域センター住民窓口、連絡所、窓口コーナー、サービスセンター施設管理事業	B	現行のとおりとする。ただし、南足柄市市民課の窓口は現在の小田原市支所等と同様の維持管理をする。なお今後、小田原市、南足柄市の住民窓口の再編の検討状況に応じて調整し、合併に際しては、2市の方針を踏まえた上で、改めて合併後の市における出先窓口のあり方を検討することとする。	2市の住民窓口施設の老朽化等の諸課題があり、施設のあり方を検討中であるが、方針が未定であるため。			

(3)防災・消防部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
042111	消防団資機材整備事業	C	消防庁から示される装備基準により、引き続き地域の実情に合わせて各消防団が整備していく。	両団ともに耐用年数や更新計画に基づき実施していく。			
042112	消防団車両等整備事業	C	両団ともに車両更新は15年を目安にしており、更新期間は継続していく。なお、整備水準については合併後に速やかに検討に着手し、3年以内に定める。	更新時期は、既存の更新計画に基づき実施することが適切な消防力維持の観点から望ましい。なお、整備水準については、検討に一定の時間を要することから、合併後の取扱いとする。			
042113	消防団報酬等支出事務	C	報酬、手当の支払い方法について両市異なるため、支払い方法の統一に向け、組織体制に合わせて調整を図る。	支払い方法(個人あて又は代表あて)や支払い回数、支払い時期について、事務の一元化が図られるよう消防団員の理解を得ながら調整を図っていく。			
042115	消防団交付金支出事務	C	事務については、両市で相違がないが、支払金額が違うため検討する。				

042116	消防団健康診断事務	C	消防団員は他に仕事を持ちながら活動している特別職の地方公務員であり、健康増進を図るため、継続実施が必要である。	・契約所管課が両市で異なるため、検討する。 ・診断時期に大きな違いがないが、同じにすることで事務の簡素化が図れる。			
--------	-----------	---	---	--	--	--	--

#### (4)環境部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
061118	地球温暖化対策推進事業費補助金事務	B	小田原市の事務処理方式を適用する。	再生可能エネルギーの利用、省エネルギー化の推進に資する機器の導入が、住宅部門において促進されることにより、市域全体のCO2排出量が削減され、低炭素社会に向けたまちづくりを進める必要があるため。			
061142	環境美化週間事業	C	廃止する。	初期の役割は果たしており、他の啓発事業で対応できるため。			
061177	合併処理浄化槽補助金に関する事務	C	南足柄市事務処理方法を適用する。	国や県からの照会、回答については両市同事務なので現行通り。補助金交付申請があった場合の実施方法について、実績報告後に現場確認を行うことで、より確実に適切な施工状況の確認を行う。			
061186	土壌汚染対策法に基づく事務	C	継続実施。	法令に基づく事務のため、現状の小田原市の水準により運用			
061208	和留沢地区水道施設整備費補助金事業	C	現行どおりとする。	毎年、定例的に交付される補助金ではなく、突発的な設備故障で高額な修繕に対する補助金であり、和留沢地区における安定した生活用水や安全な飲料水の確保に必要であるため。			
063105	野良猫の去勢・不妊手術費補助金事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	去勢・不妊手術費用の一部を補助することにより、野良猫の飼養につながり、野良猫対策について一定の効果があるため。			
063117	鳥獣被害防止対策協議会・野猿対策協議会への補助金等算出事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。 南足柄市野猿対策協議会負担金は本補助金に一本化し実施する。	野猿対策は市域全体で実施する必要があるため。			
063123	公衆浴場補助事業	C	現行どおりとする。	公衆衛生の保持、災害時の入浴支援の他、地域コミュニティの場として維持する必要があるため支援を継続する。			

#### (5)経済部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
091101	商工会議所・商工会運営補助金支給事務	C	要綱を統一し、現行のまま両団体に補助する。	両団体の合併には、商工会の解散手続きが必要であり、両団体が時間を掛けて検討する必要がある。 両団体の将来のあり方については、市橋商工会を含めて研究を進めていく。			
091102	市橋商工会運営補助金支給事務	C	現行のまま存続させる。	当商工会の将来のあり方については、小田原箱根商工会議所、南足柄市商工会を含めて研究を進めていく。			
091108	中小企業信用保証料補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。窓口は現小田原市役所に一本化する。	Aランク「中小企業信用保証料補助金」において小田原市の補助制度に合わせることから、事務処理についても同様に、小田原市の事務処理方法を適用する。			
091111	小田原プロモーションフォーラムに関すること	C	現行のまま調整事務を継続する。	既に「甘味摘み」では両市が連携して事業実施しており、今後も広域的な事業展開が期待できることから支援を継続する。補助金については当該団体が実施する事業ごとに判断することとする。			

091135	小田原市商店街連合会支援事業・大雄山駅前活性化推進事業	C	小田原市商店街連合会支援事業については小田原市の事務処理方法を適用し、継続する。 大雄山駅前活性化推進事業については、小田原市の同趣旨の事業(持続可能な商店街づくり事業費補助金又は活気ある商店街づくり事業費補助金)に統合する。	小田原市商店街連合会支援事業は小田原市内の多数の商店会が加盟する団体への支援であるのに対し、大雄山駅前活性化推進事業は特定の地区の商店街等の活性化支援事業であることから、小田原市の同趣旨の事業と統合する。			
091136	商店街街路灯等電気料補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。			
091137	活気ある商店街づくり事業費補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。			
091138	持続可能な商店街づくり事業費補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。			
091141	食による商店街活性化事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。(市の産物を使用しているものであり、認定については、なんでもありという訳ではない)	小田原市独自の事業であり、南足柄市では実施していない事業であることから。(市域拡大においても、本事業の主旨を理解し賛同するものは提供店として認定する)			
091144	空き店舗活用・起業支援助成金交付事業	C	補助事業自体を廃止するため、事務は発生しない。				
091145	街かど博物館整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、事業を継続する。	現在認定を受けている博物館の維持管理や、今後の認定等も含め現行事業を継続する。館数を増やすことに関しては、認定基準のクリア等が必要であり、ただ単に増やすことは目指していない。			
091148	一般社団法人箱根物産連合会補助金支給事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	多くの零細企業がかかわっている木製品製造業全体に対する助成は継続する。			
091154	小田原・箱根「木・技・匠」の祭典支援事業補助金支給事務	C	現行のまま補助する。	多くの木製品にかかわっている木工産業全体でのPR事業に対する助成は継続する。			
091155	小田原かまぼこ桜まつり補助金支給事務	C	現行のまま補助する。	かまぼこ業界がかかわって、地域ブランドの周知や商品PRをしている事業に対する助成は継続する。			
091160	労働団体支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用して、小田原・足柄地域連合、小田原・足柄地域労働者福祉協議会及び地域労働者福祉協議会への補助を継続する。	小田原市の水準のほうが南足柄市の水準より詳細に定められていることに加え、事業実施に当たっては地域労働団体の要請も加味しており、代替案は想定できない。			
091162	勤労者サービスセンター支援事業・勤労者共済会支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市勤労者サービスセンターは平成26年度・27年度に在り方検討委員会を立ち上げ、自立化促進と体制強化の検証を行っており、サービスセンターの運営に当たり、小田原市勤労者サービスセンターを基準にすることは合理的であると考えられる。			
091163	小田原市働く市民の広場運営管理事業	C	南足柄市に類似施設がないため、引き続き小田原市働く市民の広場を開設する。管理・運営については、小田原市勤労者サービスセンターに委託する。	南足柄市に類似施設がないため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。地域労働団体の要請も加味して運営しており、代替案は想定できない。			
091178	小田原地下街運営事業	C	・現行のまま存続 ・現行の直営(委託)から貸付、売却などへの移行といった本事業そのもののあり方については、今後の売上や客数の動向、運営主体の有無などにより適時検討、調整	・小田原市のみが存在する事務事業であるため。 ・検討、調整にあたっては、今後の売上や客数の動向、運営主体の有無などが最重要な要素となるため。			
091181	南足柄市中小企業退職金共済制度奨励補助金支給事務	C	本事業は廃止とする。(3年の経過措置を設け廃止とする)	合併時に新規申請の受付を取りやめ、加入期間が終了する3年後に廃止とする。			
091182	地場産業振興協議会補助金支給事務	C	現行のまま補助する。	多くの零細企業がかかわっている地場産業全体に対する助成は継続する。			
091183	県工芸産業振興協会補助金支給事務	C	事務処理を適用する。	対象組織が小田原市にしかないので小田原方式にする。			
091185	伝統工芸産業後継者奨励金支給事務	C	現行のまま補助する。	伝統的工芸品の後継者を目指す方への女性は、木製品業界全体の繁栄につながるため助成は継続する。			
091186	協同組合等共同施設補助金支給事務	C	廃止する。	現在は運用していないため廃止とする。			

092121	あしがら花紀行事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	観光客の誘客を図るためにも、本事業は引き続き実施する。			
092122	レンタサイクル事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して実施する。	二次交通の拡充は、今後も欠かせない施策の一つであるため、継続して実施する。			
092124	観光協会支援事業	B	一定の期間(3~5年程度)を設けて、統合に向けた検討を行い、小田原市の団体に統合するよう働きかける。	スケールメリットを活かしながら、経費の節減を行う。			
092126	小田原城あじさい花菖蒲まつり運営事務事業(足柄金太郎まつり)	C	小田原市の事務処理方法を適用し、それぞれ継続して実施する。	両事業については、民間活力を最大限に導入するため、それぞれ実行委員会を組織して実施しており、大きな誘客事業となっている。運営主体が異なる両事業の統合や廃止は、多くの市民や来訪者からの理解が得られにくく、それぞれ継続して実施する方向が最善であると考えられる。			
092135	城址公園整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続して事業を実施する。	本事業は、平成31年度に事業完了予定となっているため、継続して事業を進める。			
093102	鳥獣保護管理対策事業費補助金・有害鳥獣駆除活動費助成金	C	小田原市へ統合	統一した鳥獣被害対策を実施するため。			
093110	6次産業化ネットワーク活動交付金	B	小田原市の事務処理方法を適用する	法に基づく事業のため。			
093112	環境保全型農業直接支払交付金	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	法に基づく事業のため。			
093118	農村公園等の維持管理事務	C	現行維持	施設維持管理の必要性があるため引き続き継続とする。			
093120	団体育成補助金(県共進会乳牛等運搬事業費補助)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の畜産の振興と発展を図るためには必要不可欠であることから、現状の事務処理方法を適用するもの。(南足柄市該当事業なし)			
093132	多面的機能支払交付金活動団体補助・指導事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では活動団体が存在しないため、小田原市の事務処理方法を踏襲するもの。			
093137	里地里山保全等促進事業補助金	C	現行のまま存続	県条例等に基づく事業のため。			
093142	新規就農支援事業補助金	C	小田原市の事務処理方法を基本として整合をとる。	小田原市の事務処理方法を基本として整合をとることで、円滑に事務が執行できる。			
093146	野菜価格安定事業事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	JA全農神奈川県本部が実施する事業であり、小田原たまねぎ(南足柄市では生産なし)が対象作物であるため、小田原市の事務処理方法を適用するもの。			
093147	経営所得安定対策等推進事業費補助金	C	小田原市の事務処理方法を適用する	基本的に同じ業務である。			
093149	経営所得安定対策事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	基本的に同じ業務である。			
093150	中山間地域等農業活性化支援事業費交付金	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	法に基づく事業のため。			
093153	高付加価値化対応野菜産地事業費補助金	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市にて該当する事業がないため、既に苗木代補助等のオリーブ振興事業を行っている小田原市の事務処理方法を適用し、南足柄市のオリーブ生産者の支援を行う。	○	2	
093154	耕作放棄地解消事業費補助金	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市民菜園に対する補助ではなく、農業者が耕作を行うための農地に対する補助を実施するため。			
093155	耕作放棄地調査事務	B	両市の事務処理方法は同一のため、現行の事務処理方法を適用する。	現地調査、荒廃農地調査の事務処理方法は同一のため、引き続き現行の事務処理方法を適用する。			
093177	小田原産木材住宅リフォーム等助成事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。	○	3	
093187	長期施業受委託補助金執行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市が県施行のエリアであることから、合併した場合も県施行であるため。			

093190	森林関係団体に関する事務	C	当面現団体のみ継続	・市域の7割を占める森林を後世に引き継ぐためにも継続とする。 ・平成43年度まで地主との覚書の締結により市が管理することとなっている。 ・このことにより、覚書の期間満了時まで管理を行う必要がある。 ・期間満了とともに解散も視野に入れる。			
093193	誕生祝い品関係事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。			
093205	土地改良自団体連合会等負担金支出事務	C	現状維持 (対象: 県土地改良事業団体連合会本部、土地改良推進協議会、広域農道小田原湯河原線推進協議会)	各団体の主たる構成員なので脱会することはできない。			
093215	青果市場管理事務	B	老朽化した施設の再整備に向けて、市場のあり方を検討していく。青果市場として必要な規模を今後の市場需要見込を勘案して算定する。 公設公営、指定管理者、民営化について、本市として最適な手法を検討する。 「小田原いちばやさい」のブランド化による販売促進を検討する。	平成27年度に実施した意識改革リーダーによる事務事業見直しにより、行財政改善推進委員会より、今後の方向性に関して意見が付されたので、それに則って検討していく。			
093255	漁業共済掛金補助事業	C	現行のとおり実施する。	漁獲共済掛金補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093256	水産振興資金融資事業	C	現行のとおり実施する。	水産振興資金融資事業をしているのは、小田原市だけであり、貸付金は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093258	漁業後継者育成事業	C	現行のとおり実施する。	団体育成補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093261	小田原漁港振興協議会事務	C	現行のとおり実施する。	小田原漁港新港協議会補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準以下であるため。			
093268	水産資源環境保護事業	C	現行のとおり実施する。	漁業振興施設設置等補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準であるため。			
093271	水産物消費拡大促進事業	C	現行のとおり実施する。	小田原さかな普及の会補助金事務をしているのは、小田原市だけであり、補助金額は類似団体と比較しても同水準以下であるため。			
093287	小田原市農業後継者対策資金融資利子補給金事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例に鑑みて補給金額は妥当と考えられるため、小田原市の事務処理方式を適用するもの。			
093288	小田原市認定農業者対策資金融資利子補給金事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	近年農業経営基盤強化資金を活用する農業者が増加しているため、その経営を支援するため小田原市の事務処理方式を適用するもの。			
093289	農業振興施設設置等補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	他市事例に鑑みて妥当な補助制度であるため、対象エリアを新市域に拡大して小田原市の事務処理方式を適用し実施するもの。			
093290	畜産振興施設設置等補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	同様の事業を行う他市町の水準と比較しても同程度であることから、現在の事務処理方式を適用。(南足柄市該当事業なし)			
093291	林業振興施設設置等補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。			
093292	地域林業形成促進事業費補助金交付事務	C	現行維持	国・県補助事業のため基本的に両市の制度を現状維持とするが、制度の差異については整合を図る。			
093293	水源林管理道整備事業費補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市で該当する事業がないため。			
093294	農業用施設等雪害対策事業費補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	国の要綱等に基づく事業のため。(同一の事務のため)			
093295	森林組合活性化対策事業補助金交付事務	C	合併時は現状を維持するが、廃止の可能性を検討する。	小田原市では森林組合に対し補助金を支出していない。南足柄市においても順次減額してきていることから、合併時は現状を維持するが、今後、廃止の可能性を検討していく。			

(6) 都市部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
101132	景観形成協議会等運営事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	自主的な景観形成を促進する地域の協議会等に対する支援を行うものであり、南足柄市において同様の団体が無いため、現在実施している小田原市の水準を適用する。			
101133	景観形成修景費補助金事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市において、景観形成修景費補助事業がないため、現在実施している小田原市の事務処理方式を適用することが望ましい。			
101134	街なみ環境整備事業補助金事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市において、同様の街なみ環境整備事業補助金事業がないため、現在実施している小田原市の事務処理方法を適用することが望ましい。			
101174	都市計画法第55条・第56条・第57条に関する	C	現行のまま存続	両市の事務に差異がないため。			
101177	都市計画法第65条に関する事務	C	現行のまま存続	両市の事務に差異がないため。			
101178	都市計画法第67条に関する事務	C	現行のまま存続	両市の事務に差異がないため。			
101179	都市計画法第68条に関する事務	C	現行のまま存続	両市の事務に差異がないため。			
101180	高度地区に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足市域において、当該事務の必要が生じた場合は、小田原市の方式を適用する。			
101181	街づくり景観アドバイザー制度事業	C	2市で登録されているアドバイザー全員を登録し、小田原市の水準及び事務処理方式を適用する。	2市ともに登録制であるため、現在登録されているアドバイザー全員を登録し、謝礼単価は、南足柄市においてこれまで実績がないことから、小田原市の水準を適用することとする。			
101182	景観条例事務	C	小田原市の景観条例・景観計画を適用する。	対象となる行為や範囲が広く、旧条例(平成4年)を含めると20年近く実施しており、制限項目や重点区域数の多い小田原市の景観条例・景観計画を基本として適用する。但し、これまで2市でそれぞれの特性に応じた景観計画を運用していることから、合併後一定の経過措置を設けるものとする。(景観法運用指針より、2つの景観計画の併用可能。)			
101183	形態意匠条例事務	C	小田原市の条例及び事務処理方式を適用する。	地区計画における形態意匠の制限を担保するものであり、南足柄市において、同様の条例が無いため、現在実施している小田原市の条例及び事務処理方式を適用するものとする。			
101184	風致地区条例事務	C	小田原市の条例及び事務処理方式を適用する。	自然的景観の保全のため、都市計画決定した風致地区において規制誘導するものであり、南足柄市において、同様の条例及び風致地区が無いため、現在実施している小田原市の条例及び事務処理方式を適用するものとする。			
101186	公共広告物デザイン誘導事務	C	小田原市の公共サインマニュアル及び事務処理方式を基本としつつ、南足柄市の現行の公共サインも配慮した運用とする。	小田原市では、平成11年度に「小田原市公共サインデザインマニュアル」を策定し、公共サインについて統一的なデザインとなるよう市内調整を図っており、南足柄市においては、同様のマニュアルによる誘導など実施していないため、現在実施している小田原市のマニュアル及び事務処理方式を基本としつつ、南足柄市の現行の公共デザインへも配慮する。			
101189	①神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	・協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に協議会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			

101190	②駅前広場レイアウトの見直し	C	・駅前広場利用者及び管理者と協議を継続するとともに、利便性及び安全性対策を適宜実施していく対象を合併後の市の全体に拡大する。 ・関連計画の見直しが必要となる。 ・関係事業者数が増加する。	両市共通の課題であるので、南足柄市域における駅前広場についても、見直しの必要性を検討する。			
101191	③小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	・協議会に対しては、合併後の合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に協議会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101192	①鉄道等施設改善	C	・鉄道利用における安全性の確保はもとより、速達性や利便性の向上を図るため、利用者の声なども踏まえながら、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議など様々な機会を捉えて合併後の市として、個別案件についても事業者へ要望を行う。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。	両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。			
101193	②神奈川県鉄道輸送力増強促進会議	C	合併後の市として会議へ参画する。	・会議に対しては、合併後の合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に会議規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101194	③御殿場線活用推進協議会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	・協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に協議会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101195	④湘南橘駅(仮称)設置促進期成同盟会	C	合併後の市として同盟会へ参画する。	・同盟会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に同盟会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101196	⑤リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会	C	合併後の市として同盟会へ参画する。	・同盟会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に同盟会規約を改定する。 ・事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。			
101197	⑥鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	C	・対象を合併後の市の全体に拡大し、補助事業に関する情報収集を継続するとともに、申し出のある各鉄道事業者と適宜協議を進めていく。 ・事務事業の取扱いは現況から変更なし(南足柄市が該当なしのため)。	南足柄市域におけるエリアについても、今後、合併後の市として合わせて窓口となる必要があるため。			
101198	⑦バリアフリー化設備等整備事業	C	・新市として、現況の補助金交付要綱(鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金)に基づいて補助金交付を行う。 ・事務事業の取扱いは現況から変更なし。	・現況の補助金交付要綱(鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金)を廃止する。 ・事務事業は廃止となる。			
101199	①小田原市生活交通ネットワーク協議会	C	・協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、必要に応じて協議会規約を改定する。 ・「小田原市地域公共交通総合連携計画」をはじめとした関連計画の見直しについて協議する。 ・見直しにあたっては、検討対象を合併後の市の全体に拡大する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101200	②橘地域を運行する路線バスの見直し	C	・当該地域に限定した見直しについては、合併後の市として取り組む。 ・当該地域に限定した見直しに係る事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。 ・合併後は、小田原市の例により見直しの検討対象を合併後の市の全体に拡大する。 ・合併後の市による新たな地域での路線バスの見直しを実施する場合、関連計画の見直し及び関連計画との整合を図る必要がある。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			

101201	③バスの乗り方教室	C	・合併後は、小田原市の例により対象を合併後の市全小学校に拡大する。 ・バス事業者と合併後の市域に取組みを拡大することの調整を行う。 ・事務事業の取扱いは、現況と変化なし。	南足柄市域についても取組みの検討を行う。				
101202	④商業施設との連携	C	・合併後は、小田原市の例により連携検討対象を合併後の市の全体の商業施設に拡大する。 ・事務事業の取扱いは、現況と変化なし。	南足柄市域についても、商業施設と連携したバス利用促進に繋がる取組みについて検討を行う。				
101203	⑤バス待ち環境の向上	C	・合併後は、小田原市の例により現状把握の対象を合併後の市の全体に拡大する。 ・事務事業の取扱いは、現況と変化なし。	南足柄市域についても、現状を把握し、バス待ち環境の向上の検討を行う。				
101204	⑥酒匂川流域地域公共交通活性化検討会	C	合併後の市として検討会へ参画する。	・検討会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に検討会規約を改定する。 ・事務事業の取扱いは、現況と変化なし。				
101205	⑦県西湘南地域公共交通検討会	C	合併後の市として検討会に参画する。	・検討会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に検討会会則を必要に応じて改定する。 ・事務事業の取扱いは、現況と変化なし。				
101206	⑧神奈川県生活交通確保対策地域協議会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	・協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行う。				
101207	⑨神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会	C	合併後の市として協議会へ参画する。	・協議会に対しては、合併後の市が参画するための事前調整を行う。				
101208	⑩バリアフリー化設備等整備事業	C	・合併後は、小田原市の例により申請対象事業者を合併後の市の全体に拡大する。 ・事務事業の取扱いは現況から変更なし。	両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。				
101209	小田原駅周辺駐車対策事業	C	・合併後の市における対策範囲を定め、駐車場に関する課題を整理し、課題解決に向けた施策を実施する。 ・関連計画の見直しが必要となる。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。				
101210	都市廊政策推進事業及び駅周辺まちづくり	C	・都市廊政策の対象エリアは現状通り小田原駅周辺とし、駅周辺まちづくりの対象エリアも現状通り鴨宮駅や国府津駅周辺とする。 ・事務事業の取扱いは現況から変更なし。	エリアを限定して小田原市のみで行っている事業であり、合併後であっても、事業の対象となるエリアは変わらないため。				
101213	路外駐車場設置等届出事務	C	・現行の事務	・両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。				
101218	暮らし・にぎわい再生事業計画事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市及び類似団体に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。				
101220	国府津駅周辺整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。				
101221	地下街整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。				
101224	神奈川県住環境整備事業推進協議会事務	C	両市の事務処理方法を適用する。	事務局が神奈川県であり、事務内容が同じため。				
102120	木造住宅耐震診断費補助金交付事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。				
102121	分譲型共同住宅耐震診断事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。				
102122	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。				
102123	多数の者が利用する建築物耐震診断事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。				
102183	木造住宅改修費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。				
102184	分譲型共同住宅耐震設計事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。				



102185	分譲型共同住宅耐震改修事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102186	緊急輸送道路沿道建築物耐震設計事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102187	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102188	多数の者が利用する建築物耐震設計事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			
102189	多数の者が利用する建築物耐震改修事業費補助金	C	小田原市の実施方法を適用する。	小田原市の補助メニューを適用することにより、市民負担の軽減及び耐震化の向上を図る。			

### (7) 建設部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
111126	私道整備事業費補助金交付事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理実績のある小田原市の方式を適用する。			
113118	緑化推進事務	C	小田原駅東口周辺への花苗の植付(①)と緑化イベント(②)は現状の事業量を継続。公共空間植付用花苗支給(③)、民有地緑化支援件数(④)、花苗育成講習会開催数(⑤)は、南足柄市分を考慮した事業量(拡大)として継続。	小田原市民のサービス低下を行わないことを基本とする。①は、小田原駅東口周辺が新たな拠点駅となることが明らかな、②は、参加者が増えても差支えないため事業量を継続する。③～⑤は、小田原市民のサービス低下を招くため、事業量を拡大する。		○	4
114118	市営住宅家賃賦課及び収納事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	入居者数の多い小田原市の方式を適用する。			

### (8) 下水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
121148	水洗便所改造資金貸付及び徴収事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用するが、対象者の要件を一部見直す。	小田原市の事務処理方式である資金の貸付については廃止(事務事業番号121013 方針案1のとおり)し、対象期間を1年以内から、制限なしへと拡大することで、下水道接続率の向上を図る。			

### (9) 議会部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
151101	政務活動費事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の政務活動費の水準に差異はあるが、合併後の市議会での具体的な協議において調整可能な内容である。事業の継続性を踏まえ、小田原市の事務処理方法を基準としながら合併時まで調整していく。			
151107	議員福利厚生費補助金	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市にのみ存在する事務事業で、事務の性質上対象が限定されており、現行のまま新市に引き継ぐもの。			